

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年10月31日

一般社団法人日本デフバドミントン協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://jbad.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>中長期基本計画を策定している。</p> <p>中長期基本計画を当協会HPには開示する予定。(現在、HPリニューアル工事中)</p> <p>2020年12月の臨時理事会にて、中長期基本計画を2020年度内にたてることを確認済。</p> <p>※具体的な計画策定完了時期とHP公表時期は2021年3月内を目標。</p>	<p>1.中長期基本計画</p> <p>2.PDCAサイクル</p> <p>3.パフォーマンスイメージ</p> <p>4.強化部資料</p> <p>45.臨時理事会 議事録 (20201224)</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>組織運営等に関する基本計画については、策定中である。</p> <p>2020年12月の臨時理事会にて、2020年度内にたてることを確認済。</p> <p>※具体的な計画策定完了時期とHP公表時期は2021年3月内を目標。</p>	<p>2.PDCAサイクル</p> <p>45.臨時理事会 議事録 (20201224)</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	財務関係の管理運営は、外部及び内部監事による監事体制も整備している。毎年6月に社員総会を開き、事業報告・収支決算・予算案を審議している。 HPに開示済。	26.2020年度予算案_R1 27.決算書(公示用) 29.2019年度社員総会資料【最終版!】 45.臨時理事会—議事録—(20201224) 53.2020年度事業報告 54.2020年度決算報告書 55.監査報告書 56.監査報告書 57.2021年度活動報告 58.2021年度予算 59.2020年度社員総会_議事録
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2020.10.1時点で 女性理事 4名のうち1名、外部理事 4名のうち0名(割合は名簿参照) 2020年12月の臨時理事会にて、外部理事の目標割合(25%以上)及び、女性理事の目標割合(40%以上)を現行以上に高めるよう話し合い済。	5.役員名簿 6.委員会名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	本協会は評議員での組織運営をおこなっていないため、本審査項目は適用されない。	7.社員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	強化委員会は年に1回以上開催しており、強化委員長を理事として選任している。 2020年12月の臨時理事会にて、アスリート委員会を設置することを確認済。 アスリート委員会規程は施行し、HPに開示済。	8.強化委員会規程 9.強化委員会名簿 10.強化委員会議事録_結合 46.アスリート委員会規程 60.アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款第4章役員 第23条に明記されている通り、理事3人以上20人以内、監事2人以内と定款に沿った人数を確保して適正に運営している。	5.役員名簿 12.定款 17.理事会運営規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現在の理事3名は任意団体から役員在任期間が8年ほどになる。 将来性のある人材を発掘、育成、また新陳代謝を促す運営体制を作りたい。 2020年12月の臨時理事会にて、理事の新任時の年齢は「満20歳以上であること。また、満70歳を超えていないこと」と確認済。 2021年6月までを目途に導入する予定。	12.定款
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	2020年12月の臨時理事会にて、理事の在任期間は「上限10年」と確認済。 2021年6月までを目途に導入する予定。	12.定款
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在は、諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置していない。 2020年12月の臨時理事会にて、役員候補者選考委員会を設置することを確認済。 役員候補者選考委員会等規程を施行し、HPに開示済。	48.役員選考委員会規程 -(202101●●)- 61.役員選考委員会規程 62.役員選考規程
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	各組織規程及び倫理規定を整備している。 倫理規程・会員規程・社員総会運営規程・基金取扱規程の内容を一部改訂し、HPに開示済。	19. 【倫理委員会】 倫理規程 -(20180428)- 30. 【強化委員会】 強化指定選手・スタッフ行動規範 31. 【運営委員会】 会員規程 -(入会及び大会に関する規則)- 32.社員総会運営規程 33.監事監査規程 34.理事・監事等報酬規程（理事、監事の報酬などの支給の基準） 35.基金取扱規程 36.広報委員会規程 37.運営委員会規程 38.競技委員会規程 39.職務権限規程 63.倫理規程 64.会員規程 65.社員総会運営規程 66.基金取扱規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人の運営に関して整備済。 HPに開示済。	13.会員規程 14.謝金支給規程(2020年度) 15.職務権限規程(最新版) 16.専門委員会規程 17.理事会運営規程 31.【運営委員会】会員規程(入会及び大会に関する規則) 64.会員規程
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	倫理規程、処分手続規程 ⇒【倫理委員会】倫理規程、【倫理委員会】処分手続規程を改廃。 ⇒倫理規程を一部改訂し、HPに開示済。 コンプライアンス委員会を設置したうえでコンプライアンス委員会規程、懲戒処分規程を施行し、HPに開示済。	18.【倫理委員会】処分手続規程(300428) 19.【倫理委員会】倫理規程(20180428) 31.【運営委員会】会員規程(入会及び大会に関する規則) 63.倫理規程 64.会員規程 67.コンプライアンス委員会規程 68.懲戒処分規程
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員報酬等に関する規程を整備しているか	当協会に職員はいないが、理事及び各専門スタッフへの謝金規程は整備済。	12.定款 20.謝金支給規程(2019年度)
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	寄付金等取扱規程を施行し、HPに開示済。	43.寄附金等取扱規程 44.寄附書(ひな形) 45.臨時理事会 議事録(20201224) 69.寄附金等取扱規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	肖像権取扱規程を施行し、HPに開示済。	40.【強化委員会】スポーツ用具・ユニフォームに関する規程誓約書 52.肖像権取扱規程 -(案)- 70.肖像権取扱規程
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	ナショナル・ユースチーム選手選考基準は当協会HPに開示済。 選手の誓約書は整えているが、個人情報があるため事務所にてファイル保管中。 スポーツ仲裁機構からのパンフレットやカード等を選手たちに配布している。 スポーツ仲裁機構の存在を選手たちに伝えている。	21.【強化委員会】ナショナル・ユースチーム選手選考基準 (20190204) 18.【倫理委員会】 処分 手続規程(300428) 68.懲戒処分規程
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	大会などの審判員は、人数のみ依頼して審判員の選定はおこなっていない。 参考URL (公認審判員) : https://badminton-rule.com/judge_rule.html	41.19-025_公認審判依頼書 (東京都バドミントン協会)
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	(1)高松弁護士に適宜ご相談できる体制がある。 ◆相談実績がある弁護士情報 弁護士 高松政裕氏 京橋法律事務所 104-0061 東京都中央区銀座1丁目16番7号 銀座大栄ビル7階 (2)役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有してい	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>コンプライアンス委員会を設置済。コンプライアンス委員会規程を施行し、HPに開示済。</p> <p>(1) コンプライアンス委員会を設置し、少なくとも年に1回以上、定期的に開催する。 (3) コンプライアンス委員会の構成員が少なくとも1名以上は女性委員となる予定。</p>	<p>22.【倫理委員会】倫理委員会規程(300428)</p> <p>23.倫理委員会名簿</p> <p>45.臨時理事会 議事録(20201224)</p> <p>47.コンプライアンス委員会規程</p> <p>67.コンプライアンス委員会規程</p> <p>71.コンプライアンス委員会名簿</p>
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>コンプライアンス委員会に弁護士、公認会計士、学識経験者などの有識者は配置済。</p>	<p>23.倫理委員会名簿</p> <p>71.コンプライアンス委員会名簿</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員向けのコンプライアンス教育を未実施であるが、JSC主催のガバナンスコードに関する研修会には理事が出席している。 少なくとも年に1回以上、理事会等の機会にコンプライアンスの強化等の研修の時間を設け教育を実施するよう努力する。	なし
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手及び指導者向けのコンプライアンス教育は実施していないが、強化合宿などの機会にコンプライアンス教育を実施したい。 <ul style="list-style-type: none"> ・国内強化合宿は年に7～8回実施している。 ・選手、スタッフ、指導者にコンプライアンス研修を年に1回以上実施する予定。 ・2021年1月にコンプライアンス研修（アンチ・ドーピング）を実施した。 ・来年度も引き続き、コンプライアンス研修（アンチ・ドーピング、飲酒、SNS等）を実施する予定。 ・過去も、アンチ・ドーピング、飲酒、喫煙等の研修を実施済。 	42.D-BD_TUE_20180227

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員向けのコンプライアンス教育は実施していない。 本協会は審判員の管理・養成をおこなっていないことから、コンプライアンス教育を実施する立場ではないため、本審査項目は適用されない。	なし
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	当協会と契約締結している自由が丘税理士法人と連携している。 自由が丘税理士法人URL： https://www.jiyugaoka-tax.com/	24.税務会計顧問契約書 (自由が丘税理士法人)
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【専門能力】 内部監事：日商簿記2級 外部監事：公認会計士、税理士	25.監事名簿
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等に関しては、要綱などの定めに沿って適正に処理している。 不正をおこなった場合は、倫理規程により懲戒処分の対象としている。	19. 【倫理委員会】 倫理規程(20180428) 63.倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	2020年度はHPに開示済。	26.2020年度予算案_R1 27.決算書(公示用) 53.2020年度事業報告 54.2020年度決算報告書 55.監査報告書 56.監査報告書 57.2021年度活動報告 58.2021年度予算
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準に関する情報は、HPに開示済。	28.【強化委員会】ナショナル・ユースチーム選手選考基準(20190204)
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等について、HPに開示済。	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反規程は施行し、HPに開示済。	49.利益相反規程 —(202101●●)— 45.臨時理事会 議事録 (20201224) 72.利益相反規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーは作成し、HPに開示済。	50.利益相反ポリシー 45.臨時理事会 議事録 (20201224) 73.利益相反ポリシー

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>通報制度は設置済。 相談窓口は事務局となっている。 相談窓口の利用方法は、電子メール、Fax、書面、面会を原則としている。</p> <p>(1) 通報窓口については、当協会HPを通してNF関係者等に周知をする。 (2) ~ (4) 処分手続規程に守秘義務、個人情報管理、不利益禁止等、掲載している。 (5) 当協会において、相談窓口を利用することが正当な行為として評価されるものであると意識している。</p>	<p>18. 【倫理委員会】処分 手続規程(300428) 67.コンプライアンス委 員会規程 68.懲戒処分規程</p>
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>通報制度の運用体制を、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備している。</p>	<p>22. 【倫理委員会】倫理 委員会規程(300428) 67.コンプライアンス委 員会規程</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲罰制度における処分手続きにおいては、HPに開示済。 68.懲戒処分規程の第4条（懲戒処分の決定等）に「コンプライアンス委員会は処分対象者の意見を聞く機会を設けなければならない。」と掲載済。	18.【倫理委員会】処分 手続規程(300428)- 22.【倫理委員会】倫理 委員会規程(300428)- 51.懲戒処分規程 67.コンプライアンス委 員会規程 68.懲戒処分規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査に関しては倫理委員会が行っており、理事会へ報告、決議ののち処分を行っている。 高松弁護士と相談したところ、コンプライアンス委員会にその権限を持たせても良いと助言をいただいた。	18.【倫理委員会】処分 手続規程(300428)- 22.【倫理委員会】倫理 委員会規程(300428)- 67.コンプライアンス委 員会規程 68.懲戒処分規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	自動応諾条項を規定している。（処分手続き規程第15条） 18.【倫理委員会】処分手続規程（300428）第15条の「代表理事のおこなった処分決定」については選手選考決定も含まれている。	18.【倫理委員会】 処分 手続規程（300428）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分手続規程とともに、処分対象者に通知する手続きとしている。 【倫理委員会】処分手続規程(300428)の第14条にて「不服があればスポーツ仲裁に申し立てられる」と明記している。	18.【倫理委員会】処分手続規程(300428)
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアル、体制は未策定。 2022年3月までを目安に制定する。	なし
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間において、不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	重大な不祥事は発生していない。	なし
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟規程については、未策定。 加盟規程については、未策定であるが、2022年3月まで加盟規程を整備する目安でいる。 (1) 加盟規程については未策定であるが、2022年3月まで加盟規程を整備する目安でいる。 (2) 加盟規程がまだ整備していないが、適切な指導、助言及び支援をおこなう方針等を定めるように努力する。 (3) 全国において、いくつかの地域にデフバドミントン部（クラブ）が属しており、地域主催で大会等を開催する場合は共催、協力、運営に対する適切な指導、支援等をおこなっている。	なし
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 地域のデフバドミントン部（クラブ）に対して、必要な情報を提供したり、研修会の実施等による支援の依頼があればおこなう。	なし